

意識を高め法令を遵守

ne house being being

今回の不適切な事務処理問題では、 市民の皆様からの信頼を著しく失墜 し、多大なご迷惑をお掛けしました ことを改めて深くおわび申し上げま 重ねて深くおわび申し上げます。

を処分しました。

この事件の発生原因は、不当要求 に屈してしまった組織体制の未整備 と市職員の規範意識・倫理意識の欠 如です。市では、現在に至るまで、 再発防止策の取り組みをしてきまし た。公務員として法令を遵守し公正 な職務を遂行することは、当然のこ

再びこのような事件を起こさない ために、法令遵守の推進に向けての 組織的取り組みと職員個々のコンプ ライアンス意識の高揚が必要不可欠 です。今後、法令遵守推進を図るた めの方策を多方面から講じ、市民の 皆様方からの信頼を一日でも早く取 り戻せるよう努力してまいりますの で、よろしくお願い申し上げます。

とです。

恵那市長 可知義明

るため、 とや、 市民への報告が遅れています。 務処理が複数発覚しました。 市では、 市民の皆さんの信頼を著しく損なう事件が発生したことについて、 関係者が多数いたこと、 事件の詳細や訴訟に絡む事項の報告は、先送りにせざるを得ない状況です。報告が遅れています。さらに市では、今後、損害賠償請求訴訟を控えて、 平成23年7

本件は、極めて不適切な事務処理 が複数発覚したものです。誠に遺憾 であり、市民の皆様に対して本当に 申し訳なく思っております。顧問弁 護士からは、市職員の規範意識・倫 理意識の欠如が、今回の不適切な事 務処理問題につながった大きな原因 の一つであり、行政対象暴力の典型 今後、市は、市民が被った被害額を、

損害として賠償責任を負うべき者に 賠償を求め、その賠償請求に応ずる と思われない者に対しては、損害賠 償請求訴訟をします。また不適切な 事務処理事件に関わった21人の職員

す。また、この問題が発覚してから 1年9カ月にも及ぶ中で、情報提供 が進まなかったことに対しましても、

的事例であるとの指摘も受けました。

N. C.

月8日、

この事件では、発生日から長時間が経過していたこ 刑事事件となったことから慎重な対応が求められ、

大井町丸池地内の工事請負契約などで不適切な事

不適切な事務処理問題の経過とおわび

工事費などを不適切に支出

本件は、

平成23年2月28日に市議

実施するよう申り られるとのことから、

し入れがありました。

詳細な調査を

要であると判断し、

同年5月30日に

公正な観点から外部による調査が必

始しました。

調査は、客観的で公平、

▼記者会見で事件の

ら謝

これを受け市では、

内部調査を開

手続外部調査委員会」を立ち上げて 3人の弁護士から構成する「市事務 て不適切な事務処理があったと考え 池地内での工事請負契約などにつ

大井町丸

事件の経過

□問い合わせる終課(内線3おわびを申し上げるとともに、

(内線325)

徹底した再発防止に取り組みます。

先送りにせざるを得ない状況です。

心から深く

が提出され、 切な事務処理が複数発覚 調査を始めました。 同委員会から市長に調査報告書 事実として極めて不適 同年7月8日に

らは、 他に、 は、 務処理問題につながった大きな原因 実も確認されました。 の一つであり、 たことです。 工事費用などを市が負担してしまっ き道路仕上げ工事費用や農業排水路 まったことや、 設迂回路設置費用を市が負担してし 不適切な事務処理とは、 同委員会から指摘された事実の き東雲バ この事実が、 『認されました。 顧問弁護士か新たな不適切な事務処理の事 また調査を進める中で 行政対象暴力の典型 開発業者が負担すべ ス事業に伴う仮 今回の不適切事 県が設置

的事例であるとの指摘も受けました。 ると思われない者に対して に賠償を求め、 今後市は、 して、 賠償責任を負うべき者 市民が被った被害額を その賠償請求に応ず 損害賠

償請求訴訟をしていきます。 としていまし 事件の全容を明らかにしていくこと が解決した後には、 の皆さんへの情報提供を控えさせて ために慎重な対応が求められ、 ただきま 今回の事件は、 以前から刑事事件 刑事事件となった 市民の皆さんに 市民

訴訟維持の観点から、 かし今回、 顧問弁護士と検討した結果 民事訴訟に臨むに当 事件の詳細や

> 供を控えることとしました。 表します 訴訟に絡む事項については、)理解を賜りますようお願いします。 訴訟終了後には、 事件の詳細を公 何とぞ 情報提

職員21人を懲戒などの処分 職員の処分

関わった職員は、 人でした。 3月8日、 これらの不適切な事務処理事件に このうち、 退職者も含めて29

現市職員の

職・ □処分内容と人数 21人を次のように処分し ▽口頭による厳重注意処分=5 ▽文書による厳重注意処分=6 減給) = 7 ▽訓告処分Ⅱ3 ▽懲戒処分(停

市長は、 謝罪す 罪するとともに、 から適用 から適用しました。 また職員を指揮監督する立場と 行るとともに、給与を半年間、市長は平成24年3月の市議会で 平成24年12月の市議会で謝 給与を3カ月間 また同様に、 本年1月 同3月分

7

しました。

査委員会の調査報告書によると 最大で1841万2468円に及ぶ 開発業者や請負業者に請求 市民が被っ た被害額は、 外部調

としました 合的に判断した結果、

きます 損害賠償請求訴訟として提起してい 行為による損害と判断した支出額 実際に工事を請け負った業者の不法 指摘されたもののうち、 れた不適切な事務処理による支出と 050万円)を、両者に対して、 外部調査委員会から指摘さ 開発業者と

詳細な事実関係は、 していきます。

再発防止

今回の事件は、 -分であったこ 組織と 外部から

職員をはじめ、 健全な組織運営を行 再び市民から信頼さ 市民に対しても

が可能な額を1205万197 市と市の顧問弁護士が再度検証し総 可能性があるとされました。しかし、 損害賠償請求 南

訴訟で明らか

組織的取り組みと法令遵守

とが最大の発生要因であったと考え て対応する体制が不 の強い不当な圧力に対し、 います

再発防止策として、 を制定しました。 「市法令遵守の推進等に関する条例」 発防止策として、平成24年1月、この事件の経験を踏まえ、市では、

ていくことで 明らかにし、 法令遵守に組織的に取り組む体制を けて組織的に対応する仕組みを整備 この条例は、事件の再発防止に向

の決意を表明するものです。れる市政の確立を目指すものとして

を遵守 させていくためには、 くことが不可欠です 本市の法令遵守体制を組織に浸透 組織として普遍的に取り 組織として普遍的に取り組んで守するための具体的な制度を設ていくためには、地方公務員法

対処方法と公益通報制度について理特定要求行為(不当要求行為)への の基本的方針を定めています 解を一層深めています。 特定要求行為(不当要求行為) 織的に法令遵守に取り組む体制を整 任者と危機管理責任者を任命し、 内に法令監理室を創設。 市では、 昨年7月、 職員は、 新たに総務部 研修を重ね、 市では、 法令遵守青 組 次

た態度で臨み絶対に応じません。 性の確保のため、 第一に、 ため、一貫して毅然とし不当要求には市政の公正

有化を図ります やかに報告や連絡を行い、 となり対応します。 面に立たせず、 に従って行動するなど、 「市法令遵守の推進等に関する条例」 第二に、 不当要求には一職員を矢 上司に報告。 を行い、情報の共また総務課へ速 組織で一丸 上司

体制を常に確保してい した危険があると思われる場合を想 各課などで、 職員に不当な要求で切迫 警察へ ます の通報

※2 訓告処分=職員の服務義務違反の責任を確認し、将来を戒める処分

二度と今回のような事件が起こらな

この三つの基本的方針に基づ

よう徹底していきます